

育児休業手当金の支給期間延長手続きの見直しに係るQ&A

Q 1 今回の見直しで以前からの変更点はどのようなものですか。

A これまでは、子が1歳(※)に達する日までに保育所等の利用申込をしているが、1歳(※)に達する日後(誕生日を含む)の期間について、当面利用(入所)できない場合であれば延長手続きが可能でした。

今後は、これまでの要件に加え、保育所等の利用申込が、「速やかな職場復帰のために行われたものである」と認められることが必要となりました。

育児休業手当金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日(再延長で2歳に達する日)まで支給を受けることができますが、育児休業及び育児休業手当金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に利用(入所)申込することは、制度趣旨に沿わない行為です。

制度を適切に運用するため、令和7年4月1日以降の延長の際は、保育所等の利用申込が「速やかな職場復帰のために行われたものである」ことを確認させていただきます。

(注1)「子が1歳(※)に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。1歳6か月に達する日後(1歳6か月の誕生日応答日を含む)の延長の場合は、「子が1歳(※)に達する日」を「子が1歳6か月に達する日」に読み替えてください。

(注2) (※) パパ・ママ育休プラス制度の適用によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳の誕生日以降になっている場合は、支給期間の末日と読み替えます(以下の※は同様に読み替えます)。

Q 2 支給期間延長の要件には、どのようなものがありますか。

A 以下の(1)から(3)のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 市区町村に対して子が1歳(※)に達する日(子の1歳の誕生日の前日)までに保育所等の利用(入所)申込を行っていること

- ▶ 子の1歳(※)に達する日以前に利用(入所)申込を行っていること。
- ▶ 単に申込を失念していた場合や、市区町村への相談もなく申込をしなかった場合は延長要件を満たしません。
- ▶ 子の疾病や障がいにより特別な配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由で入所申込の受付ができないとされた場合は、延長が認められる場合があります。

(2) (1)の申込内容が「速やかな職場復帰のために行われたものである」と当組合が認めること(次の①～③のすべてを満たす必要があります)

- ① 利用(入所)開始希望日を子が1歳(※)に達する日の翌日(子の1歳の誕生日)以前の日としていること
- ② 市区町村に対する保育利用の申込に当たり、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示をしていないこと
- ③ 申込した保育所等が、「合理的な理由」なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと

「合理的な理由」とは、次の a～f のいずれかの場合に該当します。

- a 申込した保育所等が本人又は配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人又は配偶者の勤務先からの片道の通所時間が 30 分未満の場所にある場合を含む）
- b 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等がない場合
- c 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
- d 子の疾病や障がいにより特別な配慮が必要であり、自宅から 30 分未満で通所できる保育所等がない場合
- e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
- f 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去 3 年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

(3) 子が 1 歳（※）に達する日の翌日（子の 1 歳の誕生日）時点で保育が実施されないこと

- 「やむを得ない理由」なく内定辞退を行っている場合は、原則として要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退するまでの間に住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当します。

Q 3 手続きにはどのような書類が必要となりますか。

A 所属所（市長部局にあつては総務事務センター）を通じて、以下の書類を提出してください。*従前の届出書類①④に②③を追加提出していただくことになります。

- ① 育児休業手当金支給対象期間延長申出書（1 歳超）（以下「延長申出書」という。）
- ② 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（以下「申告書」という。）
- ③ 市区町村に保育所等の利用（入所）申込をしたときの申込書の写し（以下「利用申込書」という。）
- ④ 市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われなことが明らかとなる通知の写し（入所保留通知書、入所不承諾通知書等。以下「入所保留通知書等」という。）

Q 4 申告書で何を確認しますか。

A 「速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用（入所）を希望しているものであると当組合が認める場合」という、追加要件を満たしていることを確認します。

申告書に記載された内容を利用申込書等に基づき、1 歳（※）に達する日までに利用（入所）申込を行っていること、利用（入所）開始希望日が 1 歳（※）に達する日の翌日以前の日としていること、また入所保留扱いとなることや育児休業を延長する

ことを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと等を確認します。

Q 5 利用申込書として、どのようなものが必要ですか。

A 利用申込書の全てのページの写しを提出してください。(保育所等施設ごとに申込している場合は、申込した全ての施設分が必要です。)

また、申込の際に、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。

市区町村の受付印は不要です。

申込内容を途中で変更した場合は、変更後の申込書の写しを提出してください。

電子申請で申込を行った場合は、申込内容を印刷したもの又は申込を行った画面を印刷したものを提出してください。

なお、申込書の内容について市区町村に確認する場合があります。

Q 6 子の疾病や障がいにより特別な配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、利用(入所)申込の受付をしてもらえませんでした。育児休業手当金の支給期間延長は認められないでしょうか。

A 延長が認められる場合があります。

「延長申出書」の延長理由の「1のイ」に「○」をし、申告書の理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載のうえ、医師の診断書や障がい者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類を添えて、所属所(市長部局にあっては総務事務センター)へ提出してください。

Q 7 子が1歳(※)に達する日の翌日(子の1歳の誕生日)の属する月に、市区町村が利用(入所)募集を行っていません。どうしたらいいでしょうか。

A 1歳(※)に達する日以前に募集がある月で利用(入所)申込を行ってください。利用(入所)開始希望日が1歳(※)に達する日の翌日以前の日とし、1歳(※)に達する日の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書等を提出してください。

ただし、市区町村が1歳の誕生日以降でなければ申込を受け付けないなど、保育利用の申込の機会が極端に限られる場合は、延長が認められる場合があります。

「延長申出書」の延長理由の「1のイ」に「○」をし、申告書の理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載のうえ、保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込を受け付けていないことが確認できる書類を添えて所属所(市長部局にあっては総務事務センター)へ提出してください。

Q 8 申込した保育所等への通所時間が片道30分以上となってしまいます。育児休業手当金の支給期間延長は認められないでしょうか。

A Q2のAの(2)③の要件を満たす必要があります。

③のdからfに該当する場合は、申告書にその事実が確認できる書類を添えて提出し

てください。

《事実が確認できる書類の例》

- ・ 医師の診断書や障がい者手帳の写し等（d の場合）
- ・ 兄弟姉妹の在籍証明書等（e の場合）
- ・ 該当保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料、保育所等の公表資料等（f の場合）

Q 9 保育所の利用（入所）申込を1か所しか申請していません。育児休業手当金の支給期間延長は認められますか。

A 1か所しか申請しなかった理由を申告書の理由欄へ記載してください。速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると認められる理由かどうかを審査します。

Q10 内定を辞退しました。育児休業手当金の支給期間延長は認められないでしょうか。

A やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合は、認められません。

ただし、申込時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情が生じた場合は、認められる場合があります。

申告書の理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更の生じた日付及び具体的な理由を記載し、所属所（市長部局にあつては総務事務センター）へ提出してください。

支給期間延長を希望される方は、住所等の変更に伴い新たに保育所等の利用（入所）申込が必要となる場合は、利用（入所）希望日に係る各市区町村における保育所等の申込締切日をご確認のうえ、必ず入所申込を行ってください。

Q11 入所保留通知書等の証明内容には、どのような項目が必要ですか。

A 延長申出書、申告書及び利用申込書の記載内容とあわせて、以下の内容を確認します。

《主な確認内容》

- ・ 交付（証明）年月日が、子が1歳（※）に達する日の翌日の2か月前（4月入所の申込の場合は3か月前）の日以降となっていること
- ・ 育児休業に係る子の氏名及び生年月日
- ・ 保育所等の利用（入所）申込日
- ・ 保育所等の利用（入所）開始希望日
- ・ 子が1歳（※）に達する日の翌日時点で保育が実施されないこと
- ・ 利用（入所）保留の有効期限

【交付（証明）年月日について】

子が1歳（※）に達する日の翌日において、保育が実施されないことを確認する必要があるため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。

- ・ 交付（証明）年月日が1歳（※）に達する日の翌日の2か月前（4月入所の申込の場合は3か月前）の日以降となっている入所保留通知書等。
- ・ 交付（証明）年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、直近の入所保留通知書等。（1歳（※）に達する日の翌日が保留の有効期限（有効期間）内にあるものに限る。）
また、申告書の理由欄にその旨を記載してください。

Q12 子が1歳6か月に達する日後の期間について、支給期間延長の手続きにも同じ書類の提出が必要ですか。

A 子が1歳（※）に達する日の翌日以降の手続きと同様に、Q3のAに記載した①から④の書類を提出してください。

子が1歳（※）に達する日の翌日において保育所等に入所できず支給期間の延長を行っており、引き続き子が1歳6か月に達する日後においても入所できない状況が続いており、1歳6か月に達する日後についても、保育所等の利用（入所）を希望し、申込を行っているが、保育所等へ入所できないことを新たな書類で確認します。

利用申込書については、当初の申込内容と変更がある場合（保育の必要性の事由・家族構成・市民税額等の変更による申込内容の変更や4月の一斉募集の申込を含む）には、直近の申込内容が確認できるものを提出してください。

入所保留通知書等については、当初申込したが入所保留となっている状況が、1歳6か月に達する日後の期間も継続して保育の実施が行われないことが確認できるものを提出してください。

Q13 子が1歳（※）に達する日が令和7年4月1日以降となる届出について、変更後の要件での審査となるようですが、届出時期によって、提出書類は異なるのでしょうか。

A 提出書類は、以下のとおりとなります。

①子が1歳（※）に達しており、延長の手続きも令和7年4月1日以降に行う場合
変更後の要件で審査します。Q3のAの①から④を提出してください。

②子が1歳（※）に達しているが、延長の手続きは令和7年3月31日までに
行う場合

変更前の要件で審査します。Q3のAの①と④を提出してください。

③子が1歳（※）に達していないが、延長の手続きは令和7年4月1日以降に行う
場合

変更前の要件で審査します。Q3のAの①と④を提出してください。

***令和7年4月1日（変更日）以降に、子が1歳（※）に達しており、かつ延長の
手続きを行う場合についてのみ変更後の要件で審査します。**

***「（参考）変更日前後の育児休業手当金の延長申請パターン別審査イメージ」を参
照してください。**